

薬液注入工施工における仕様書

平成23年4月1日 新潟市下水道部
平成30年4月1日改正 新潟市下水道部

新潟市が発注する下水道工事の薬液注入工の施工にあたっては、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（建設省：昭和49年7月10日）」（以下「指針」という。）により行い、調査回数は、指針の「第4章 地下水等の水質の監視 4-3採水回数」によるものとする。

なお、当該調査が工事期間外に及ぶ場合は、この部分について、薬液注入工を実施した本工事の発注者と受注者間で、別途契約し調査を行うこととする。

調査地点、回数、報告方法については、調査実施前に施工計画書に明記し、結果については、随時、市監督員に報告するものとする。

また、指針の別表一1の水質基準は「水質基準に関する省令（昭和41年厚生省令11号）」は廃止されたため新たに省令平成19年11月14日厚生労働省令第135号とすること。